

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.26

はじめに

本号では、次のような様々な論点について述べる；ケニアの著作権法の歓迎すべき近代化；ナミビアの模倣品取締に見られる前向きな展開；ザンビアの裁判所が示した極めて重要な判決（商標登録の重要性を強調し、アフリカのCOMESA諸国における国際登録商標の有効性に新たな疑問を投げかけた判決）。

ケニア

著作権法の重要な改正

「2017年著作権改正法案」と呼ばれる法案（以下「新法案」という）により、ケニア著作権法の大幅な改正が行われる予定である。この法案は、現行法である「2001年著作権法」（以下「現行法」という）の規定を改正するものである。新法案は、様々な点でケニア著作権法の近代化を志向しており、それゆえ好ましい展開と見なされるべきである。同法案は数多くの多様な問題を規定している。

視覚障害者の著作物へのアクセス権：マラケシュ条約は、著作権と視覚障害者に関する規定を盛り込んだ国際協定であり、ケニアは2017年6月27日付で同条約を承認している。同条約の第4条(1)は、視覚障害者がアクセス可能なフォーマットによる印刷物の製作を著作権者の許可を得ずに行うことを可能にするため、締約国は著作権の例外規定を設けなければならないと規定している。そのため新法案では、視覚障害者が利用できるフォーマットによる著作物の複製と頒布を可能にするための例外規定がいくつか設けられている。さらに、公正使用（フェア・ディーリング）、一般的な例外規定および制限に関する規定を示した包括的な表を現行法に導入している。

上記の改正の結果として、ケニアは同条約を「国内法化」することになると思われる。ケニアのような「COMESA国家」においては、条約に基づく自国の義務が法律化されることを保証するためには、「国内法化」の手続きが必要とされるのである。また、最新の法改正によって、現行法がケニア憲法に合致したものとなるという効果が生じることも予想されている。ケニア憲法は近代的な憲法であり、障害者が障害による制約を克服するために物品や装置にアクセスする権利が明示的に規定されている。

インターネット・サービスプロバイダーに対する保護：新法案は、インターネット利用者が犯した侵害の責任につきインターネット・サービスプロバイダー（ISP）を保護しようとしている。立法者らは、米国の法に非常に近い線を目指しているようである。例えば、通常業務の範囲内でアクセスを提供したりコンテンツを転送したりする行為につきISPが賠償責任を問われることはない。ただし、ISPが以下のいずれかの行為をなしていた場合はこの限りではない：転送機能の起動；転送先の選択；転送に含まれる素材の改変；転送されるコンテンツもしくは素材の推奨。

削除依頼（テイクダウンノティス）：今後、ISPは、削除依頼があつてから48時間以内に問題の素材をアクセス不能な状態にすることを要求される。ただし、著作権侵害を主張された者から「対抗通知書」が提出された場合はこの限りではない。削除依頼に従わなかった場合、ISPはその結果として生じた損失もしくは損害について賠償責任を問われることになる。

企業犯罪：新法案は、会社とその背後にいる人物の双方による犯罪を規定している。取締役の認識もしくは同意の下で会社が犯罪をなした場合、その取締役もまた当該犯罪につき有罪とされることになる。

著作権裁判所: 新法案は「著作権裁判所」の設置を定めている。この裁判所は3~5名の者から構成される予定で、そのうち1名は弁護士とされている。この著作権裁判所が既存の「管轄当局」に代わるものとなるようだ。

著作権管理団体: 現行法でいう「著作権協会 (Collective Society)」は、将来的には「著作権管理団体 (Collective Management Association)」という名称になる。著作権管理団体に関しては詳細な規定が数多く設けられており、これらの規定によって芸術著作物の分野でのプロ意識、倫理およびコーポレート・ガバナンスの向上が促進されるというのが一般的なコンセンサスである。

エジプト

商標の多区分出願

エジプトにおいて商標の多区分出願が可能か否かという問題については、情報が錯綜している部分があった。最新の情報によれば、多区分出願は認められる。つまり、保護を求める商品もしくはサービスの分類ごとに別々に願書を提出しなくてもよくなったということである。

ただし、エジプトにおいて、多区分出願では、一つの分類について異議申立が提起されると出願全体の手続が遅滞することになる点には留意が必要である。

モザンビーク

ARIPO 商標制度への加盟決定

モザンビークがARIPO商標制度を設立する条約に加盟することが発表された。次の段階として、ARIPO長官に加盟書が預託されることになる。加盟書が預託されると、それから3か月以内にARIPOの「議定書」が効力を発生する。

ARIPO商標制度は、登録する国を指定することによって、一ないし複数の加盟国における商標登録が可能になるシステムである(国際商標登録制度と似ている)。ARIPOの制度は多くのアフリカ諸国をカバーしているが、その大半は英語圏のコモンローの国々である。そして、ARIPOの商標制度についてはコモンローに関連して懸念が存在しており、そのせいで実際にこの制度を利用している企業は少数に留まるという事実には留意する必要がある。

また、モザンビークは「商標分類に関するウィーン協定」に署名する意向である。この条約は商標の図形的要素について定めたものである。

ナミビア

模倣問題の重視

以下の事例が示すように、ナミビア当局は明らかに模倣問題を深刻に捉えている。

事例 1:

ナミビアの税関当局は、最近、ウイスキー「Johnnie Walker Black」および「Johnnie Walker Red」の模倣品を大量に廃棄した。この廃棄に関して異例だったのは、廃棄の場に立ち会わせるべく国内のすべての報道機関(国営放送を含む)を招請するという決定を当局が下したことである。その結果、廃棄の現場が国内のテレビで放映されることとなった。さらに、ソーシャルメディアを通じてビデオが広く配信された。現在のナミビア国民の模倣問題に関する認識が従来よりも向上していると推定しても差し支えないだろう。

事例 2:

この事例は、アフリカにおける模倣の多国籍性を示すものである。国際的な飲料会社「Diageo」が、Johnnie Walker ブランドのウイスキーと Smirnoff ブランドのウォッカの模倣品がザンビアにあるアフリカ大手の小売チェーン「Pick n Pay」のアウトレットで販売されているとの通報を受けた。調査により、「Pick n Pay」がザンビア企業の「Seven Eleven Store」から当該製品を仕入れたことが判明した。この件は警察に通報され、「Seven Eleven Store」の敷地内で強制捜査が行われた。最終的にはこれら模倣品が隣国のナミビアから到来したことが明らかになった。

Worker Freight Services という企業がナミビアの Walvis Bay で保有している巨大倉庫で強制捜査が行われた。この倉庫は模倣品の「Johnnie Walker Red」、「Johnnie Walker Black」、「Smirnoff」のウォッカの模倣品で溢れかえっていた。模倣品を満載したコンテナ 9 個がすでに通関を終えていたことが分かったが、それらの目的地は西アフリカのシエラレオネとなっていた。当局は、シエラレオネ行きとして入国した製品を含めてすべての模倣品を押収した。合計 7,991 ケース(ボトルにして 95,892 本)の模倣品の酒類が押収され、廃棄された。これは、ナミビアでこれまで行われた中で最大規模の強制捜査であった。

ザンビア

2017 年 9 月、ザンビア高等裁判所の Banda-Bobo 判事は、下記事案において判決を言い渡した。この訴訟は 2 つの大きい異なる理由から興味深いものである。

商標登録が必須であると裁判所が判示したこと

この訴訟の経緯は、被告が第 5 類(医薬品)に属する商標「BENALIX 4 FLU」の登録を出願し、原告がこれに異議を申し立てたことであった。原告は、第 5 類の商標「BENYLIN」をすでに登録しており、未登録の商標「BENYLIN 4 FLU」を幅広く使用していた。被告が採用した商標の外観は、この未登録商標に類似した外観であった。

この異議申立が登録局によって拒絶されたため、原告は控訴して判断を求めた。控訴の焦点となったのは、異議申立に関する法律家のセカンドオピニオンであった。すなわち、商標「BENALIX 4 FLU」が未登録商標「BENYLIN 4 FLU」および当該商標の外観と混同される可能性があるかどうかという問題である。

高等裁判所は、混同可能性は存在しないという登録局の認定を支持した。この際の裁判官の推論は以下のようなものであった:ザンビア商標法の適用対象は登録商標に厳格に限定されている。従って、ザンビアで営業する者は自らの商標を登録しなければならない。商標未登録の者が評判やコモロ上上の権利を援用することはできないからである。この見解を裏付けるものとして、裁判官は商標法の文言に言及しているが、同法は商標の登録および登録に付随する他の諸目的に関するものであると前文に明記されている点を特に強調している。裁判官はさらに、「商標法に含まれる規定は、未登録商標に保護を提供していない」と判示したザンビアの先例に言及している。

この訴訟において、裁判官は以下のように結論している:「BENYLIN 4 FLU という商標は、使用されていたとはいえザンビアで登録されておらず、登録以外の手段によって商標が保護を受けることはできない。」また、裁判官は次のようにも述べている:「商標が評判を獲得しており、周知であるとしても、控訴人(原告)は、登録によってザンビアの市場で当該商標を保護するための努力を行っていない。」

この判決は論争的となっている。というのは、ザンビアの商標法が英国の古い法律を非常に忠実に踏襲しているからであり、昔の英国法の下では、ある商標の登録出願が混同を惹起する可能性があるか否かを判断するという状況で、使用を通じて取得される権利が認められたからである。だが、現在ザンビアでは、同様な争点に関してコモロ上上の権利が斟酌されることはないと言明した判決が 2 件言い渡されている。その意味するところは極めて明瞭である。すなわち、ザンビアで営業する企業は自社の商標を登録しなければならない、ということである。

国際商標登録は有効でないと裁判所が暗に認めた

上記の判決にはいっそう興味深い側面がある。それは、ザンビアにおいて国際登録は有効かつ権利行使可能であるか否かという争点に関係している。まず順序として、ベースとなる知識について述べておこう。

マドリッド協定議定書に加盟している多くのアフリカ諸国において、国際登録が有効性や権利行使可能性を持たないのではないかという懸念はずっと前から存在していた。最大の懸念の的となっていたのは、マドリッド協定議定書を国内法の中に明示的に取り込んでいないアフリカの「コモロ国家」である。そうした国としては、レソト、ナミビア、シエラレオネ、スワジランド、およびザンビアが挙げられる。

原告はその訴訟の中で、商標「BENYLIN 4 FLU」は「周知」であり、従ってパリ条約第 6 条の 2 に規定された保護を享受する資格があると主張している。裁判官はこの主張に同意せず、パリ条約第 6 条の 2 は「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)」の第 16 条により認められているが、「ザンビアは『周知』に関する国際法をまだ国内法に導入していない...従って、周知商標としての保護の適用に関して言えば、それらは認められていない」と述べた。

ザンビアにおいて周知商標が保護されない理由を説明した後で、裁判官はさらに続けて、通常の登録商標、防衛的な商標または「ザンビアを締約国とする条約によって取得された」登録商標のみに対し保護を与えていると述べ、「例えば、マドリッド協定議定書に基づき世界知的所有権機関 (WIPO) の国際事務局を通じて登録された商標等がその例と言えよう」と述べている。ということは、同国が TRIPS を国内法に導入していないがゆえに周知商標はザンビアにおいては保護を享受できないということである。しかしながら、条約を国内法に導入していないと適用されないという論理からすると、国際登録商標も保護されないことになる。なぜなら、ザンビアはまだマドリッド協定議定書を国内法に導入していないからである。

今後、国際登録商標は、表向きはザンビアに適用されることになっているが実際には適用されないと主張しようとする者がこの判決を援用することは極めてありそうなことである。ザンビアを含むコモロ国家で国際登録商標を持っている日本企業は、そこに注意を払うべきである。

結論

アフリカ諸国が自国の知的財産法を近代化させ、模倣問題に真剣に取り組んでいるのを見ると、勇気づけられる。他方で、アフリカにおける知的財産については現実的な態度を取る必要もある。マドリッド協定議定書に関しては現実の問題が存在するし、ARIPO の商標登録制度にも懸念が存在する。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 26

[著者]
Spoor & Fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai, U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp



JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。